

卸売市場法に定める遵守事項以外の遵守事項及びその規定理由について

項目	金沢市中央卸売市場業務条例	金沢市中央卸売市場業務条例施行規則	規定理由
開場の期日、時間	<p>(開場の期日)</p> <p>第4条 市場は、日曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第3条に規定する休日、1月2日から同月4日までの日及び12月31日(以下「休日」という。)を除き、毎日開場するものとする。</p> <p>2 市長は、前項の規定にかかわらず、出荷者及び消費者の利益を確保するため特に必要があると認めるときは、休日に開場し、又はこれらの者の利益を阻害しないと認めるときは、休日以外の日に開場しないことができる。</p> <p>3 市長は、前項の規定により休日に開場し、又は休日以外の日に開場しないこととしようとする場合には、取扱品目に係る生産出荷の事情、小売商の貯蔵販売能力、消費者の食習慣、購買慣習等を十分考慮してするものとする。</p> <p>(開場の時間)</p> <p>第5条 開場の時間は、午前零時から午後12時までとする。ただし、市長は、市場の業務の適正かつ健全な運営を確保するため必要があると認めるときは、これを臨時に変更することができる。</p> <p>2 卸売業者の行う卸売のための販売開始時刻及び販売終了時刻は、前項の開場の時間の範囲内で市長が定める。</p>	<p>(臨時営業等)</p> <p>第4条 卸売業者、仲卸業者又は関連事業者は、開場日に休業し、又は休日に営業しようとするときは、あらかじめその期日及び理由を記載した承認申請書を市長に提出し、承認を受けなければならない。</p> <p>(販売開始時刻の告知)</p> <p>第5条 市長は、卸売業者の行う卸売のための販売開始時刻を電鈴又は振鈴により知らせるものとする。</p>	<p>・安定的な生鮮食料品等の流通を確保するため。</p>
卸売業務の許可	<p>(卸売業務の許可)</p> <p>第6条 卸売の業務を行おうとする者は、市長の許可を受けなければならない。</p> <p>2 前項の許可は、取扱品目の部類ごとに行う。</p> <p>3 第1項の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した許可申請書を市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 申請者の名称及び住所</p> <p>(2) 資本金又は出資の額及び役員の名</p>	<p>(卸売業務の許可申請)</p> <p>第5条の2 条例第6条第3項の規定による卸売の業務の許可の申請は、卸売業務許可申請書(様式第1号)によるものとする。</p> <p>2 条例第6条第4項に規定する規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。</p> <p>(1) 当該事業年度開始の日以後2年間における事業計画書</p> <p>(2) 定款</p> <p>(3) 登記事項証明書</p> <p>(4) 役員名簿、業務を執行する役員の履歴書及び戸籍抄本又はこれ</p>	<p>・市場における取引の秩序維持のため。</p>

卸売市場法に定める遵守事項以外の遵守事項及びその規定理由について

	<p>(3) 第1項の許可を受けて卸売の業務を行おうとする取扱品目</p> <p>(4) その他市長が必要があると認める事項</p> <p>4 前項の許可申請書には、規則で定める書類を添付しなければならない。</p> <p>5 市長は、第1項の許可の申請があった場合において、当該申請をした者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は同項の許可をすることによって卸売場の物理的な収容能力を超えることとなるときは、同項の許可をしてはならない。</p> <p>(1) 法人でないとき。</p> <p>(2) 第11条の2又は第75条第1項の規定による許可の取消しを受け、その取消しの日から起算して3年を経過しない者であるとき。</p> <p>(3) その業務を執行する役員のうちに次のいずれかに該当する者があるとき。</p> <p>ア 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者</p> <p>イ 禁錮以上の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過しないもの</p> <p>(4) 卸売の業務を適確に遂行するのに必要な知識及び経験並びに資力信用を有する者でないとき。</p> <p>(5) 金沢市暴力団排除条例（平成24年条例第2号）第2条第3号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用する者であるとき。</p> <p>(6) 暴力団員がその事業活動を支配する者であるとき。</p> <p>（保証金の預託）</p> <p>第7条 卸売業者は、市長から卸売の業務の許可を受けた日から起算して1月以内に、保証金を市長に預</p>	<p>に代わる書面</p> <p>(5) 卸売市場法施行規則（昭和46年農林省令第52号）別記様式第2号の例により作成した最近2年間における事業報告書</p> <p>(6) 株主若しくは出資者又は組合員の氏名、住所及びその持ち株数又は出資額を記載した書面</p> <p>(7) 当該申請者が他の法人に対する支配関係（他の法人に対する関係で、次に掲げるものをいう。以下同じ。）を持っているときは、その法人の名称及び住所、その法人の総株主等（総株主、総社員又は総出資者をいう。以下同じ。）の議決権（株式会社にあつては、株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法（平成17年法律第86号）第879条第3項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。以下同じ。）の数及び当該議決権の数のうち当該申請者が有する議決権の数、その法人に対する支配関係を持つに至った理由を記載した書面並びにその法人の定款、直前事業年度の貸借対照表及び損益計算書並びに当該事業年度の事業計画書</p> <p>ア 当該申請者がその法人の総株主等の議決権の2分の1以上に相当する議決権を有する関係</p> <p>イ 当該申請者の営む卸売の業務に従事しているか、又は従事していた者が役員の過半数又は代表する権限を有する役員の過半数を占める関係</p> <p>ウ 当該申請者がその法人の総株主等の議決権の100分の10以上に相当する議決権を有し、かつ、その法人の事業活動の主要部分について継続的で緊密な関係を維持する関係（イに掲げるものを除く。）</p> <p>(8) 当該申請者が条例第6条第5項第3号、第5号及び第6号に掲げる者に該当しないことを誓約する書面</p> <p>(9) その他市長が必要があると認める書類</p> <p>（卸売業務許可証の交付）</p> <p>第5条の3 市長は、条例第6条第1項の許可をしたときは、卸売業務許可証（様式第1号の2）を交付するものとする。</p> <p>（卸売業者の保証金）</p>	
--	--	---	--

卸売市場法に定める遵守事項以外の遵守事項及びその規定理由について

<p>託しなければならない。</p> <p>2 卸売業者は、前項の保証金を預託した後でなければ、卸売の業務を開始してはならない。 (保証金の額等)</p> <p>第8条 卸売業者の預託すべき前条第1項の保証金の額は、次に掲げる金額の範囲内で規則で定める。</p> <p>(1) 青果部 3,000,000円以上12,000,000円以下 (2) 水産物部 4,000,000円以上16,000,000円以下</p> <p>2 前条第1項の保証金は、次に掲げる有価証券をもって代用することができる。</p> <p>(1) 国債証券 (2) 地方債証券 (3) 日本銀行が発行する出資証券 (4) 特別の法律により法人が発行する債券 (5) 前各号に掲げるもののほか、規則で定めるもの</p> <p>3 前項の有価証券の価格は、次の各号に掲げる有価証券の区分に応じ、当該各号に定める額以下において、規則で定める額とする。</p> <p>(1) 国債証券、地方債証券又は政府がその債務について保証契約をした債券 その額面金額に相当する額 (2) 前項第3号及び第4号に掲げる有価証券(前号に掲げる債券を除く。) その額面金額の100分の90に相当する額 (3) 前項第5号に掲げる有価証券 時価の100分の80に相当する額 (保証金の追加預託)</p> <p>第9条 第7条第1項の保証金について差押え、仮差押え又は仮処分命令の送達があったとき、国税滞納処分又はその例による差押えがあったとき、預託すべき保証金の額が増額されたとき、その他保証金に不足を生じたときは、卸売業者は、市長の指定する期間内に、処分された金額又は不足金額に相当する</p>	<p>第6条 条例第8条第1項に規定する規則で定める保証金の額は、次の表の左欄に掲げる取扱品目の部類ごとに、同表の中欄の前年度の卸売金額(せり売若しくは入札又は相対取引に係る金額にその100分の10(当該卸売が消費税法(昭和63年法律第108号)第2条第1項第9号の2に規定する軽減対象課税資産の譲渡等(以下「軽減対象課税資産の譲渡等」という。)に該当する場合は、100分の8)に相当する金額を加えた金額をいう。以下この条において同じ。)の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる保証金の額とする。</p> <table border="1" data-bbox="1030 507 1881 1233"> <thead> <tr> <th>取扱品目の部類</th> <th>前年度の卸売金額</th> <th>保証金の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="7">青果部</td> <td>50億円未満</td> <td>300万円</td> </tr> <tr> <td>50億円以上100億円未満</td> <td>400万円</td> </tr> <tr> <td>100億円以上200億円未満</td> <td>500万円</td> </tr> <tr> <td>200億円以上300億円未満</td> <td>600万円</td> </tr> <tr> <td>300億円以上400億円未満</td> <td>700万円</td> </tr> <tr> <td>400億円以上600億円未満</td> <td>900万円</td> </tr> <tr> <td>600億円以上</td> <td>1,200万円</td> </tr> <tr> <td rowspan="7">水産物部</td> <td>100億円未満</td> <td>400万円</td> </tr> <tr> <td>100億円以上200億円未満</td> <td>500万円</td> </tr> <tr> <td>200億円以上300億円未満</td> <td>600万円</td> </tr> <tr> <td>300億円以上400億円未満</td> <td>700万円</td> </tr> <tr> <td>400億円以上600億円未満</td> <td>900万円</td> </tr> <tr> <td>600億円以上800億円未満</td> <td>1,200万円</td> </tr> <tr> <td>800億円以上</td> <td>1,600万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(保証金代用の有価証券)</p> <p>第7条 条例第8条第2項第5号に規定する規則で定める有価証券は、金融商品取引所が開設する市場において売買取引されている株券を発行する会社が発行する社債券とする。 (保証金代用の有価証券の価格)</p> <p>第8条 条例第8条第3項に規定する規則で定める有価証券の価格</p>	取扱品目の部類	前年度の卸売金額	保証金の額	青果部	50億円未満	300万円	50億円以上100億円未満	400万円	100億円以上200億円未満	500万円	200億円以上300億円未満	600万円	300億円以上400億円未満	700万円	400億円以上600億円未満	900万円	600億円以上	1,200万円	水産物部	100億円未満	400万円	100億円以上200億円未満	500万円	200億円以上300億円未満	600万円	300億円以上400億円未満	700万円	400億円以上600億円未満	900万円	600億円以上800億円未満	1,200万円	800億円以上	1,600万円	
取扱品目の部類	前年度の卸売金額	保証金の額																																	
青果部	50億円未満	300万円																																	
	50億円以上100億円未満	400万円																																	
	100億円以上200億円未満	500万円																																	
	200億円以上300億円未満	600万円																																	
	300億円以上400億円未満	700万円																																	
	400億円以上600億円未満	900万円																																	
	600億円以上	1,200万円																																	
水産物部	100億円未満	400万円																																	
	100億円以上200億円未満	500万円																																	
	200億円以上300億円未満	600万円																																	
	300億円以上400億円未満	700万円																																	
	400億円以上600億円未満	900万円																																	
	600億円以上800億円未満	1,200万円																																	
	800億円以上	1,600万円																																	

卸売市場法に定める遵守事項以外の遵守事項及びその規定理由について

	<p>金額を追加して預託しなければならない。</p> <p>2 卸売業者は、前項の規定による預託を完了しない場合においては、指定期間経過後その預託を完了するまでは、卸売の業務を行うことができない。</p> <p>3 第1項の規定による預託については、前条第2項及び第3項の規定を準用する。 (保証金の充当)</p> <p>第10条 市長は、卸売業者が市場施設使用料（以下「使用料」という。）その他市場に関して本市に納付すべき金額の納付を怠ったときは、第7条第1項の保証金をこれに充てることができる。 (保証金の返還)</p> <p>第11条 第7条第1項の保証金は、卸売業者がその資格を失った日から起算して60日を経過した後でなければこれを返還しない。 (卸売業務の許可の取消し)</p> <p>第11条の2 市長は、卸売業者が第6条第5項第3号、第5号若しくは第6号のいずれかに該当することとなったとき、又は卸売の業務を適確に遂行することができる資力信用を有しなくなったと認めるときは、その許可を取り消すものとする。</p> <p>2 市長は、卸売業者がその業務を適確に遂行しないとき、又は正当な理由がなく次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消すことができる。</p> <p>(1)第6条第1項の許可の通知を受けた日から起算して1月以内に、第7条第1項の保証金を預託しないとき。</p> <p>(2)第6条第1項の許可の通知を受けた日から起算して1月以内に、その業務を開始しないとき。</p> <p>(3)引き続き1月以上その業務を休止したとき。 (卸売業者の事業の譲渡し及び譲受け並びに合併及び分割)</p>	<p>は、次の各号に掲げる有価証券の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 国債証券、地方債証券又は政府がその債務について保証契約をした債券 債券価格の9割に相当する額</p> <p>(2) 日本銀行が発行する出資証券若しくは特別の法律により法人が発行する債券（前号に掲げる債券を除く。）又は前条に規定する社債券 債券価格の8割に相当する額 (事業の譲渡し及び譲受け並びに合併及び分割の認可申請)</p> <p>第8条の2 条例第11条の3第3項の規定による事業の譲渡し及び譲受けに係る申請は卸売業者事業譲渡・譲受認可申請書（様式第1号の3）に、卸売業者である法人の合併に係る申請は卸売業者事業合併認可申請書（様式第1号の4）に、卸売業者である法人の分割に係る申請は卸売業者事業分割認可申請書（様式第1号の5）によるものとする。</p> <p>2 前項の申請書には、第5条の2第2項各号に掲げる書類のうち、市長が必要があると認める書類を添付しなければならない。 (届出事項)</p> <p>第8条の3 条例第11条の4第1項第3号に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>(1) 定款の変更</p> <p>(2) 法人を代表する者の変更</p> <p>(3) 業務を執行する役員の変更</p> <p>(4) 資本金又は出資の額の変更</p> <p>(5) 総会の決議</p>	
--	---	---	--

卸売市場法に定める遵守事項以外の遵守事項及びその規定理由について

	<p>第 11 条の 3 卸売業者が事業（卸売の業務に係るものに限る。）の譲渡しをする場合において、譲渡人及び譲受人が譲渡し及び譲受けについて市長の認可を受けたときは、譲受人は、卸売業者の地位を承継する。</p> <p>2 卸売業者である法人の合併の場合（卸売業者である法人と卸売業者でない法人とが合併して卸売業者である法人が存続する場合を除く。）又は分割の場合（卸売の業務を承継させる場合に限る。）において、当該合併又は分割について市長の認可を受けたときは、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により当該業務を承継した法人は、卸売業者の地位を承継する。</p> <p>3 第 1 項又は前項の認可を受けようとする者は、規則で定めるところにより、認可申請書を市長に提出しなければならない。</p> <p>4 第 6 条第 5 項の規定は、第 1 項又は第 2 項の認可について準用する。この場合において、同条第 5 項中「第 1 項の許可の申請」とあるのは「第 11 条の 3 第 1 項又は第 2 項の認可の申請」と、「申請をした者」とあるのは「申請に係る譲受人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人若しくは分割により卸売の業務を承継する法人」と読み替えるものとする。</p> <p>（届出事項）</p> <p>第 11 条の 4 卸売業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。</p> <p>(1) 第 6 条第 1 項の許可に係る卸売の業務を開始し、休止し、又は再開したとき。</p> <p>(2) 第 6 条第 1 項の許可に係る卸売の業務を廃止したとき。</p> <p>(3) その他規則で定める事項に該当したとき。</p>		
--	---	--	--

卸売市場法に定める遵守事項以外の遵守事項及びその規定理由について

	<p>2 卸売業者が解散したときは、当該卸売業者の清算人又は破産管財人は、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。</p>		
<p>せり人の登録等</p>	<p>(せり人の登録) 第 12 条 卸売業者が市場において行う卸売のせり人(以下「せり人」という。)は、その者について当該卸売業者が市長の行う登録を受けている者でなければならない。 2 卸売業者は、前項の登録を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した登録申請書を市長に提出しなければならない。 (1) 申請者の名称 (2) 登録を受けようとするせり人の氏名及び住所 (3) 登録を受けようとするせり人がせりを行う取扱品目の部類 (4) その他市長が必要があると認める事項 3 前項の登録申請書には、規則で定める書類を添付しなければならない。 4 市長は、第 1 項の登録の申請があった場合は、次項の規定により登録を拒否する場合を除き、登録申請書を受理した日から起算して 30 日以内にせり人登録簿に次に掲げる事項を登載し、速やかにその旨を当該登録の申請をした者(以下「登録申請者」という。)に通知するとともに、当該登録を受けたせり人に対し登録証を交付するものとする。 (1) せり人の氏名及び住所 (2) 登録年月日 (3) 登録番号 5 市長は、第 1 項の登録の申請があった場合において、当該申請に係るせり人が次の各号のいずれかに該当するとき、又は登録申請書若しくはその添付書類に虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、同項の登録をしてはならな</p>	<p>(せり人の登録) 第 9 条 条例第 12 条第 2 項の規定によるせり人の登録の申請は、せり人登録申請書(様式第 1 号の 6)によるものとする。 2 条例第 12 条第 3 項に規定する規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。 (1) 登録を受けようとするせり人の履歴書 (2) 登録を受けようとするせり人が条例第 12 条第 5 項第 1 号、第 2 号及び第 4 号に該当していないことを誓約する書面 (3) その他市長が必要があると認める書類 (せり人の登録の更新) 第 10 条 条例第 13 条第 2 項の規定によるせり人の登録の更新の申請は、せり人登録更新申請書(様式第 2 号)によるものとする。 2 条例第 13 条第 3 項において準用する条例第 12 条第 3 項の規定によるせり人の登録の更新の申請に係る書類については、前条第 2 項の規定を準用する。 (せり人の記章) 第 11 条 条例第 16 条に規定する規則で定める記章は、様式第 3 号に定める形状及び寸法のものとする。</p>	<p>・せり売の業務を適正かつ円滑に行うため。</p>

卸売市場法に定める遵守事項以外の遵守事項及びその規定理由について

	<p>い。</p> <p>(1) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者であるとき。</p> <p>(2) 禁錮以上の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過しないものであるとき。</p> <p>(3) 第14条又は第75条第6項の規定による登録の取消しを受け、その取消しの日から起算して1年を経過しない者であるとき。</p> <p>(4) 仲卸業者若しくは売買参加者又はこれらの者の役員若しくは使用人である者であるとき。</p> <p>(5) せりを遂行するのに必要な経験又は能力を有していない者であるとき。</p> <p>6 第1項の登録の有効期間は、登録の日から起算して5年間とする。ただし、次に掲げる者の登録の有効期間は、登録の日から起算して3年間とする。</p> <p>(1) 初めて登録を受ける者</p> <p>(2) 第14条又は第75条第6項の規定により登録の取消しを受けた者で、当該取消し後の最初の登録を受けるもの</p> <p>(3) 第75条第6項の規定により業務の停止を命じられた後の最初の登録を受ける者 (せり人の登録の更新)</p> <p>第13条 卸売業者は、前条第1項の登録を受けたせり人にその有効期間の満了の日後も引き続き市場における卸売のせりを行わせようとする場合は、当該せり人の登録の更新を受けなければならない。</p> <p>2 前項の登録の更新を受けようとする卸売業者は、当該せり人の登録の有効期間の満了の日前60日から当該有効期間の満了の日前30日までの間に、次に掲げる事項を記載した登録更新申請書を市長に提出しなければならない。</p>		
--	---	--	--

卸売市場法に定める遵守事項以外の遵守事項及びその規定理由について

	<p>(1) 申請者の名称 (2) 登録の更新を受けようとするせり人の氏名及び住所並びに登録年月日 (3) 登録番号 (4) その他市長が必要があると認める事項</p> <p>3 前条第3項及び第5項（第3号を除く。）の規定は、第1項の登録の更新について準用する。 （せり人の登録の取消し）</p> <p>第14条 市長は、せり人が第12条第5項第1号、第2号若しくは第4号のいずれかに該当することとなったとき、又はせりを遂行するのに必要な能力を有しなくなったと認めるときは、その登録を取り消すものとする。 （せり人の登録の消除）</p> <p>第15条 市長は、せり人が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を消除するものとする。 (1) 前条の規定による登録の取消しを受けたとき。 (2) 卸売業者が当該せり人に係る登録の消除を申請したとき。 (3) 卸売業者が当該せり人に係る登録の更新を受けなかったとき。 (4) 第75条第6項の規定による登録の取消しの処分を受けたとき。</p> <p>2 市長は、前項の規定によりせり人の登録を消除したときは、直ちにその旨を登録申請者に通知するものとする。</p> <p>3 第1項の規定による登録の消除を受けたせり人は、速やかに登録証を市長に返還しなければならない。 （記章の着用）</p> <p>第16条 せり人は、卸売のせりに従事するときは、規則で定める記章を着用しなければならない。</p>		
せり売以外	（せり売以外の方法による販売担当者の届出）	（せり売以外の方法による販売担当者の届出）	・せり売

卸売市場法に定める遵守事項以外の遵守事項及びその規定理由について

<p>の方法による販売担当者の届出</p>	<p>第 17 条 卸売業者は、市場においてその取扱物品をせり売以外の方法で販売しようとするときは、その販売に担当させる者について、規則で定めるところにより、あらかじめ市長に届け出なければならない。</p>	<p>第 12 条 条例第 17 条の規定によるせり売以外の方法により販売する場合の販売担当者については、せり売以外の販売担当者届（様式第 4 号）をその従事させようとする日の前日までに届け出るものとする。</p>	<p>以外の卸売業務を適正かつ円滑に行うため。</p>
<p>仲卸業務の許可等</p>	<p>(仲卸業務の許可) 第 19 条 仲卸しの業務を行おうとする者は、市長の許可を受けなければならない。 2 前項の許可は、取扱品目の部類ごとに行う。 3 第 1 項の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した許可申請書を市長に提出しなければならない。 (1) 申請者の氏名又は名称及び住所 (2) 商号 (3) 法人である場合にあっては、資本金又は出資の額及び役員の名 (4) その他市長が必要があると認める事項 4 前項の許可申請書には、規則で定める書類を添付しなければならない。 5 市長は、第 1 項の許可の申請があった場合において、当該申請をした者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は同項の許可をすることによって仲卸売場の物理的な収容能力を超えることとなるときは、同項の許可をしてはならない。 (1) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者であるとき。 (2) 禁錮以上の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して 3 年を経過しないものであるとき。 (3) 第 22 条又は第 75 条第 2 項の規定による許可の取消しを受け、その取消しの日から起算して 3 年を経過しない者であるとき。</p>	<p>(仲卸業務の許可申請) 第 20 条 条例第 19 条第 3 項の規定による仲卸しの業務の許可の申請は、仲卸業務許可申請書（様式第 5 号）によるものとする。 2 条例第 19 条第 4 項に規定する規則で定める書類は、当該申請者が個人である場合は、次に掲げる書類とする。 (1) 事業計画書 (2) 履歴書 (3) 資産調書 (4) 当該申請者が条例第 19 条第 5 項第 1 号、第 2 号、第 4 号及び第 7 号から第 9 号までに該当していないことを誓約する書面 (5) その他市長が必要があると認める書類 3 条例第 19 条第 4 項に規定する規則で定める書類は、当該申請者が法人である場合は、次に掲げる書類とする。 (1) 事業計画書 (2) 定款又は規約 (3) 登記事項証明書 (4) 役員名簿及び業務を執行する役員の履歴書 (5) 貸借対照表及び損益計算書 (6) 株主若しくは出資者又は組合員の氏名、住所及びその持ち株数又は出資額を記載した書面 (7) 当該申請者が条例第 19 条第 5 項第 5 号、第 8 号及び第 9 号に該当していないことを誓約する書面 (8) その他市長が必要があると認める書類 (仲卸業務許可証の交付) 第 21 条 市長は、条例第 19 条第 1 項の許可をしたときは、仲卸業務許可証（様式第 6 号）を交付するものとする。 (仲卸業者の保証金) 第 22 条 条例第 21 条第 1 項に規定する規則で定める保証金の額は、</p>	<p>・市場における取引の秩序維持のため。</p>

卸売市場法に定める遵守事項以外の遵守事項及びその規定理由について

<p>(4) 卸売業者又は卸売業者若しくは仲卸業者の役員若しくは使用人である者であるとき。</p> <p>(5) 法人である場合にあっては、その業務を執行する役員のうち前各号のいずれかに該当する者があるとき。</p> <p>(6) 仲卸しの業務を適確に遂行するのに必要な知識及び経験並びに資力信用を有する者でないとき。</p> <p>(7) 暴力団員であるとき。</p> <p>(8) 暴力団員をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用する者であるとき。</p> <p>(9) 暴力団員がその事業活動を支配する者であるとき。</p> <p>(保証金の預託)</p> <p>第 20 条 仲卸業者は、前条第 1 項の許可を受けた日から起算して 1 月以内に、保証金を市長に預託しなければならない。</p> <p>2 仲卸業者は、前項の保証金を預託した後でなければ、仲卸しの業務を開始してはならない。</p> <p>(保証金の額等)</p> <p>第 21 条 仲卸業者の預託すべき前条第 1 項の保証金の額は、取扱品目の部類ごとに、100,000 円以上 300,000 円以下の範囲内で規則で定める。</p> <p>2 第 8 条第 2 項及び第 3 項並びに第 9 条から第 11 条までの規定は、前条第 1 項の保証金について準用する。</p> <p>(仲卸業務の許可の取消し)</p> <p>第 22 条 市長は、仲卸業者が第 19 条第 5 項第 1 号、第 2 号、第 4 号、第 5 号若しくは第 7 号から第 9 号までのいずれかに該当することとなったとき、又は仲卸しの業務を適確に遂行することができる資力信用を有しなくなったと認めるときは、その許可を取り消すものとする。</p>	<p>取扱品目の部類ごとに、次に掲げる金額とする。</p> <p>(1) 青果部 100,000 円</p> <p>(2) 水産物部 100,000 円 (仲卸業者章の交付等)</p> <p>第 23 条 市長は、仲卸業者が前条に規定する保証金を預託したときは、仲卸業者章(様式第 7 号)を交付するものとする。</p> <p>2 仲卸業者(法人の場合は、その役員を含む。)及びその使用人は、卸売業者の行う卸売に参加するときは、前項の仲卸業者章又は市長が別に交付する仲卸業者副章を着用しなければならない。</p> <p>3 仲卸業者は、その資格を失ったときは、直ちに第 1 項の仲卸業者章及び前項の仲卸業者副章を市長に返還しなければならない。</p> <p>(事業の譲渡し及び譲受け並びに合併及び分割の認可申請)</p> <p>第 24 条 条例第 23 条第 3 項の規定による事業の譲渡し及び譲受けに係る申請は仲卸業者事業譲渡・譲受認可申請書(様式第 8 号)に、仲卸業者である法人の合併に係る申請は仲卸業者事業合併認可申請書(様式第 9 号)に、仲卸業者である法人の分割に係る申請は仲卸業者事業分割認可申請書(様式第 9 号の 2)によるものとする。</p> <p>2 前項の申請書には、第 20 条に規定する書類のうち、市長が必要があると認める書類を添付しなければならない。</p> <p>(相続の認可申請)</p> <p>第 25 条 条例第 24 条第 4 項の規定による仲卸しの業務の相続の認可の申請は、仲卸業務相続認可申請書(様式第 10 号)によるものとする。</p> <p>(届出事項)</p> <p>第 26 条 条例第 25 条第 1 項第 3 号に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>(1) 氏名、名称又は住所の変更</p> <p>(2) 商号の変更</p> <p>(3) 法人である仲卸業者にあっては、第 8 条の 3 各号に掲げる事項</p>	
--	---	--

卸売市場法に定める遵守事項以外の遵守事項及びその規定理由について

	<p>2 市長は、仲卸業者がその業務を適確に遂行しないとき、又は正当な理由がなく次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消すことができる。</p> <p>(1) 第 19 条第 1 項の許可の通知を受けた日から起算して 1 月以内に、第 20 条第 1 項の保証金を預託しないとき。</p> <p>(2) 第 19 条第 1 項の許可の通知を受けた日から起算して 1 月以内に、その業務を開始しないとき。</p> <p>(3) 引き続き 1 月以上その業務を休止したとき。 (仲卸業者の事業の譲渡し及び譲受け並びに合併及び分割)</p> <p>第 23 条 仲卸業者が事業（仲卸しの業務に係るものに限る。）の譲渡しをする場合において、譲渡人及び譲受人が譲渡し及び譲受けについて市長の認可を受けたときは、譲受人は、仲卸業者の地位を承継する。</p> <p>2 仲卸業者である法人の合併の場合（仲卸業者である法人と仲卸業者でない法人とが合併して仲卸業者である法人が存続する場合を除く。）又は分割の場合（仲卸しの業務を承継させる場合に限る。）において、当該合併又は分割について市長の認可を受けたときは、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により当該業務を承継した法人は、仲卸業者の地位を承継する。</p> <p>3 第 1 項又は前項の認可を受けようとする者は、規則で定めるところにより、認可申請書を市長に提出しなければならない。</p> <p>4 第 19 条第 5 項の規定は、第 1 項又は第 2 項の認可について準用する。この場合において、同条第 5 項中「第 1 項の許可の申請」とあるのは「第 23 条第 1 項又は第 2 項の認可の申請」と、「申請をした者」とあるのは「申請に係る譲受人又は合併後存続</p>		
--	--	--	--

卸売市場法に定める遵守事項以外の遵守事項及びその規定理由について

	<p>する法人若しくは合併により設立される法人若しくは分割により仲卸しの業務を承継する法人」と読み替えるものとする。</p> <p>(仲卸しの業務の相続)</p> <p>第 24 条 仲卸業者が死亡した場合において、相続人(相続人が 2 人以上ある場合において、その協議により当該仲卸業者の仲卸しの業務を承継すべき相続人を定めたときは、その者)が被相続人の行っていた仲卸しの業務を引き続き営もうとするときは、市長の認可を受けなければならない。</p> <p>2 前項の認可の申請は、被相続人の死亡の日から起算して 60 日以内にしなければならない。</p> <p>3 相続人が第 1 項の認可の申請をした場合においては、被相続人の死亡の日からその認可があった旨又はその認可をしない旨の通知を受ける日までの間は、被相続人に対してした第 19 条第 1 項の許可は、その相続人に対してしたものとみなす。</p> <p>4 第 1 項の認可を受けようとする者は、規則で定めるところにより、認可申請書を市長に提出しなければならない。</p> <p>5 第 19 条第 5 項の規定は、第 1 項の認可について準用する。この場合において、同条第 5 項中「第 1 項の許可の申請」とあるのは、「第 24 条第 1 項の認可の申請」と読み替えるものとする。</p> <p>6 第 1 項の認可を受けた者は、仲卸業者の地位を承継する。</p> <p>(届出事項)</p> <p>第 25 条 仲卸業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。</p> <p>(1) 第 19 条第 1 項の許可に係る仲卸しの業務を開始し、休止し、又は再開したとき。</p> <p>(2) 第 19 条第 1 項の許可に係る仲卸しの業務を廃</p>		
--	---	--	--

卸売市場法に定める遵守事項以外の遵守事項及びその規定理由について

	<p>止したとき。</p> <p>(3) その他規則で定める事項に該当したとき。</p> <p>2 仲卸業者が死亡し、又は解散したときは、当該仲卸業者の相続人、清算人又は破産管財人は、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。</p>		
仲卸業者の事業報告書等の提出	<p>(事業報告書の提出)</p> <p>第 26 条 仲卸業者は、次の各号に掲げる区分に応じ、規則で定めるところにより、当該各号に定める日現在の事業報告書その日から起算して 90 日を経過する日までに、市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 個人である仲卸業者 毎年 3 月 31 日</p> <p>(2) 法人である仲卸業者 毎事業年度の末日</p>	<p>(事業報告書)</p> <p>第 27 条 条例第 26 条の規定による事業報告書には、事業の概況、貸借対照表、損益計算書その他市長の指定する事項を記載しなければならない。</p> <p>(月間売上高報告書)</p> <p>第 28 条 仲卸業者は、毎月 10 日までに、前月に販売した物品について、仲卸業者月間売上高報告書(様式第 11 号)を市長に提出しなければならない。</p>	<p>・仲卸業者の財務の状況等を把握するため。</p>
売買参加者の承認等	<p>(売買参加者の承認)</p> <p>第 27 条 市場において卸売業者からせり売り又は入札の方法により卸売を受けようとする者(仲卸業者を除く。)は、市長の承認を受けなければならない。</p> <p>2 前項の承認は、取扱品目の部類ごとに行う。</p> <p>3 第 1 項の承認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した承認申請書を市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 申請者の氏名又は名称及び住所</p> <p>(2) 商号</p> <p>(3) 法人である場合にあっては、資本金又は出資の額及び役員の氏名</p> <p>(4) 承認を受けて卸売業者から卸売を受けようとする取扱品目の部類</p> <p>(5) その他市長が必要があると認める事項</p> <p>4 前項の承認申請書には、規則で定める書類を添付しなければならない。</p> <p>5 市長は、第 1 項の承認の申請があった場合においては、当該申請をした者が次の各号のいずれかに該当するときを除き、同項の承認をするものとする。</p>	<p>(売買参加者の承認申請)</p> <p>第 30 条 条例第 27 条第 3 項の規定による売買参加者の承認の申請は、売買参加者承認申請書(様式第 12 号)によるものとする。</p> <p>2 条例第 27 条第 4 項に規定する規則で定める書類は、当該申請者が個人である場合は、次に掲げる書類とする。</p> <p>(1) 履歴書</p> <p>(2) 資産調書</p> <p>(3) 当該申請者が条例第 27 条第 5 項第 1 号、第 3 号及び第 5 号から第 7 号までに該当していないことを誓約する書面</p> <p>(4) その他市長が必要があると認める書類</p> <p>3 条例第 27 条第 4 項に規定する規則で定める書類は、当該申請者が法人である場合は、次に掲げる書類とする。</p> <p>(1) 定款又は規約</p> <p>(2) 登記事項証明書</p> <p>(3) 役員名簿</p> <p>(4) 貸借対照表及び損益計算書</p> <p>(5) 法人の代表者が条例第 27 条第 5 項第 1 号及び第 3 号に、並びに当該法人が同項第 6 号及び第 7 号に該当していないことを誓約する書面</p> <p>(6) その他市長が必要があると認める書類</p>	<p>・せり売、入札の相手方を、一定の知識、経験、資力信用等を有する者に限り、取引の秩序を確保するため。</p>

卸売市場法に定める遵守事項以外の遵守事項及びその規定理由について

	<p>(1) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者であるとき。</p> <p>(2) 第 29 条又は第 75 条第 3 項の規定による承認の取消しを受け、その取消しの日から起算して 1 年を経過しない者であるとき。</p> <p>(3) 当該申請に係る取扱品目の部類に属する卸売業者若しくは仲卸業者又は卸売業者若しくは仲卸業者の役員若しくは使用人である者であるとき。</p> <p>(4) 卸売業者の卸売の相手方として必要な知識及び経験並びに資力信用を有する者でないとき。</p> <p>(5) 暴力団員であるとき。</p> <p>(6) 暴力団員をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用する者であるとき。</p> <p>(7) 暴力団員がその事業活動を支配する者であるとき。</p> <p>(届出事項)</p> <p>第 28 条 売買参加者は、次の各号のいずれかに該当するときは、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。</p> <p>(1) 卸売業者から卸売を受けることを廃止したとき。</p> <p>(2) その他規則で定める事項に該当したとき。</p> <p>2 売買参加者が死亡し、又は解散したときは、当該売買参加者の相続人、清算人又は破産管財人は、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。</p> <p>(売買参加者の承認の取消し)</p> <p>第 29 条 市長は、売買参加者が第 27 条第 5 項第 1 号、第 3 号若しくは第 5 号から第 7 号までに該当することとなったとき、又は卸売の相手方として必要な資力信用を有しなくなったと認めるときは、その承認を取り消すものとする。</p>	<p>(売買参加者承認証及び売買参加者章の交付等)</p> <p>第 31 条 市長は、条例第 27 条第 1 項の承認をしたときは、売買参加者承認証(様式第 13 号)及び売買参加者章(様式第 14 号)を交付するものとする。</p> <p>2 売買参加者(法人の場合は、その役員を含む。)及びその使用人は、卸売業者の行う卸売に参加するときは、前項の売買参加者章又は市長が別に交付する売買参加者副章を着用しなければならない。</p> <p>3 売買参加者は、その資格を失ったときは、直ちに第 1 項の売買参加者章及び前項の売買参加者副章を市長に返還しなければならない。</p> <p>(届出事項)</p> <p>第 32 条 条例第 28 条第 1 項第 2 号に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>(1) 氏名、名称又は住所の変更</p> <p>(2) 商号の変更</p> <p>(3) 法人である売買参加者にあつては、第 8 条の 3 各号に掲げる事項</p>	
<p>売買取引の方法</p>	<p>(売買取引の方法)</p> <p>第 36 条 卸売業者は、市場において行う卸売について</p>	<p>(現品又は見本の提示)</p> <p>第 36 条 卸売業者が市場において行うせり売又は入札の方法による</p>	<p>・せり売、入札には</p>

卸売市場法に定める遵守事項以外の遵守事項及びその規定理由について

	<p>は、せり売り若しくは入札の方法又は相対取引の方法によらなければならない。</p> <p>2 卸売業者は、せり売り又は入札の方法により卸売をする場合は、仲卸業者及び売買参加者以外の者に卸売をしてはならない。</p>	<p>卸売については、現品又は見本によって行わなければならない。ただし、銘柄による取引慣習があるときは、これによることができる。</p> <p>(物品の配列)</p> <p>第 37 条 卸売業者は、市場において行うせり売又は入札の方法による卸売について、当該物品の販売開始時刻までにその物品を下見できるように配列しなければならない。ただし、前条ただし書の場合は、この限りでない。</p> <p>(物品の即日卸売)</p> <p>第 38 条 卸売業者は、卸売ができる時刻までに受領した受託物品はその日に卸売をしなければならない。ただし、委託者の指示その他特別の理由がある場合は、この限りでない。</p> <p>(指値等のある受託物品)</p> <p>第 39 条 卸売業者は、受託物品に指値その他の出荷者の条件がある場合には、当該物品にその旨を表示し、又は卸売の際にその旨を呼び上げなければならない。</p> <p>2 卸売業者は、前項の表示又は呼上げを行わなかったときは、その指値その他の条件をもって仲卸業者及び売買参加者に対抗することができない。</p> <p>(入札書の無効)</p> <p>第 42 条 次の各号のいずれかに該当する入札書は、無効とする。</p> <p>(1) 入札人を確認し難い入札書</p> <p>(2) 入札価格その他記載事項が不明の入札書</p> <p>(3) 同一人から 2 通以上提出された入札書</p> <p>(4) 不正又は不当な行為によって入札された入札書</p> <p>(5) 条例若しくはこの規則又はこれらに基づく指示に違反して入札された入札書</p> <p>2 前項の場合には、卸売業者は、開札の際にその理由を明示し、当該入札書が無効である旨を入札に参加した者に知らせなければならない。</p>	<p>一定の知識、経験、資力信用等が必要なため。</p> <p>・公正かつ円滑な取引を確保するため。</p>
<p>第三者販売</p>	<p>(仲卸業者及び売買参加者以外の者に対する卸売の報告)</p> <p>第 41 条 卸売業者は、卸売の業務について、仲卸業</p>	<p>(仲卸業者及び売買参加者以外の者に対する卸売の報告)</p> <p>第 49 条 条例第 41 条の規定による報告は、仲卸業者及び売買参加者以外の者に対する卸売高報告書 (様式第 20 号) によるものと</p>	<p>・売買取引の状況を把握す</p>

卸売市場法に定める遵守事項以外の遵守事項及びその規定理由について

	<p>者及び売買参加者以外の者へ卸売をした場合は、毎月、規則で定めるところにより、翌月 10 日までに市長に報告しなければならない。</p>	<p>する。</p>	<p>るため。</p>
<p>商物分離取引</p>	<p>(指定保管場所の指定等) 第 43 条 卸売業者は、卸売の業務について、物品の卸売を行うための保管場所を市場外かつ市内に設置しようとする場合は、当該保管場所について、市長の指定を受けなければならない。 2 前項の指定を受けようとする卸売業者は、次に掲げる事項を記載した申出書を市長に提出しなければならない。 (1) 申出者の名称 (2) その場所の所在地及びその場所にある施設の名称 (3) その場所に置く物品の種類 (4) その他市長が必要があると認める事項 3 前項の申出書には、規則で定める書類を添付しなければならない。 4 卸売業者は、第 1 項の指定を必要としなくなったときは、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。 5 卸売業者は、卸売の業務について、市場内及び第 1 項の規定により市長の指定を受けた保管場所（以下「指定保管場所」という。）以外にある物品の卸売をした場合は、毎月、規則で定めるところにより、翌月 10 日までに市長に報告しなければならない。</p>	<p>(指定保管場所の指定等) 第 51 条 条例第 43 条第 2 項の規定による申出は、保管場所指定申出書（様式第 22 号）によるものとする。 2 条例第 43 条第 3 項に規定する規則で定める書類は、申出をする場所の位置図とする。 3 条例第 43 条第 4 項の規定による届出は、保管場所指定解除届出書（様式第 23 号）によるものとする。 4 条例第 43 条第 5 項の規定による報告は、市場内及び指定保管場所以外にある物品の卸売高報告書（様式第 24 号）によるものとする。</p>	<p>・ 売買取引の状況を把握するため。</p>
<p>販売前における受託物品の検収</p>	<p>(販売前における受託物品の検収) 第 48 条 卸売業者は、受託物品（市場外で引渡しをする受託物品を除く。以下この項において同じ。）の受領に当たっては検収を確実にを行い、受託物品の種類、数量、等級、品質等について異状を認めるときは、規則で定めるところにより、市長の指定する検査員の確認を受け、その結果を物品受領通知書又</p>	<p>(受託物品の異状の確認) 第 53 条 卸売業者又は条例第 48 条第 2 項に規定する委託を受けた者が、同条第 1 項又は第 2 項の規定により検査員による確認を受けようとするときは、受託物品異状確認申請書（様式第 25 号）を市長に提出しなければならない。 2 条例第 48 条第 1 項の確認は、申請者の立会いのうえ行う。 3 条例第 48 条第 2 項の確認は、市場外で引渡しをする受託物品の</p>	<p>・ 公正かつ円滑な取引を確保するため。</p>

卸売市場法に定める遵守事項以外の遵守事項及びその規定理由について

	<p>は売買仕切書に付記しなければならない。ただし、受託物品の受領に委託者又はその代理人が立ち会っていてその了承を得られたときは、この限りでない。</p> <p>2 市場外で引渡しをする受託物品の受領に当たっては、卸売業者又は卸売業者から当該受託物品の検収を行うよう委託を受けた者は、検収を確実にを行い、当該受託物品の種類、数量、等級、品質等について異状を認めるときは、規則で定めるところにより、市長の指定する検査員の確認を受け、その結果を物品受領通知書又は売買仕切書に付記しなければならない。</p> <p>3 卸売業者は、受託物品の異状については、第1項ただし書に規定する場合を除き、前2項の確認を受け、その証明を得なければ委託者に対抗することができない。</p>	<p>異状が確認できる写真等により行う。</p> <p>4 市長は、第1項の確認を終了したときは、受託物品異状確認書（様式第26号）を申請者に交付する。</p>	
直荷引き	<p>（仲卸業者の業務の規制）</p> <p>第50条 仲卸業者は、市場内においては、その許可に係る取扱品目の部類に属する生鮮食料品等について販売の委託の引受けをしてはならない。</p> <p>2 仲卸業者は、市場内において、その許可に係る取扱品目の部類に属する生鮮食料品等を卸売業者以外の者から買い入れて販売した場合は、毎月、規則で定めるところにより、翌月10日までに市長に報告しなければならない。</p>	<p>（仲卸業者の市場外からの買入れの報告）</p> <p>第57条 条例第50条第2項の規定による報告は、卸売業者以外の者からの買付物品報告書（様式第27号）によるものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・卸売業者と仲卸業者の機能を明確化し、その秩序を維持するため。 ・売買取引の状況を把握するため。
売買取引の制限	<p>（売買取引の制限）</p> <p>第52条 市長は、せり売又は入札の方法による卸売の場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、その売買を差し止め、又はせり直し若しくは再入札を命ずることができる。</p>	<p>（せり直し又は再入札）</p> <p>第43条 せり売又は入札に参加した者が、そのせり落とし又は落札の決定に異議があるときは、直ちに市長にその旨を申し立てることができる。</p> <p>2 市長は、前項の申立てについて正当な理由があると認めるとき</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・市場における公正な取引を確保するため。

卸売市場法に定める遵守事項以外の遵守事項及びその規定理由について

	<p>(1) 談合その他不正な行為があると認めるとき。 (2) 不当な値段を生じたとき、又は生ずるおそれがあると認めるとき。</p> <p>2 市長は、卸売業者、仲卸業者、売買参加者その他の買受人又は買出人が次の各号のいずれかに該当するときは、売買を差し止めることができる。</p> <p>(1) 売買について不正又は不当な行為があると認めるとき。 (2) 買受代金の支払を怠ったとき。</p>	<p>は、せり直し又は再入札を命ずることができる。</p>	
<p>衛生上有害な物品の売買の禁止等</p>	<p>(衛生上有害な物品の売買の禁止等) 第 53 条 市長は、衛生上有害な物品が市場に搬入されることのないよう努めるものとする。</p> <p>2 何人も、衛生上有害な物品を市場において売買し、又は売買の目的をもって所持してはならない。</p> <p>3 市長は、衛生上有害な物品の売買を差し止め、又は撤去を命ずることができる。</p>		<p>・市場における安全、安心を確保するため。</p>
<p>卸売予定数量等の報告</p>	<p>(卸売予定数量等の報告) 第 54 条 卸売業者は、規則で定めるところにより、毎開場日、次に掲げる物品について、当該物品ごとに規則で定める時刻までに、それぞれの品目ごとの数量及び主要な産地を市長に報告しなければならない。</p> <p>(1) せり売又は入札の方法により当日卸売をする物品 (2) 相対取引により当日卸売をする物品（次号に掲げる物品を除く。） (3) 仲卸業者及び売買参加者以外の者に対して当日卸売をする物品</p> <p>2 卸売業者は、規則で定めるところにより、毎開場日、次に掲げる物品について、それぞれの品目ごとの卸売の数量及び主要な産地並びに高値（省令第 3 条第 2 項第 2 号に規定する高値をいう。以下同じ。）、中値（同号に規定する中値をいう。以下同じ。）</p>	<p>(卸売予定数量等の報告) 第 59 条 条例第 54 条第 1 項の規則で定める時刻は、販売開始時刻の 1 時間前とする。</p> <p>2 条例第 54 条第 1 項の規定による報告は卸売予定数量報告書（様式第 28 号）に、同条第 2 項の規定による報告は卸売数量価格報告書（様式第 29 号）及び卸売業者取扱高報告書（様式第 30 号）に、同条第 3 項の規定による報告は月間市況等報告書（様式第 31 号）によるものとする。</p>	<p>・売買取引の状況を把握するため。</p>

卸売市場法に定める遵守事項以外の遵守事項及びその規定理由について

	<p>及び安値（同号に規定する安値をいう。以下同じ。）に区分した卸売価格を市長に報告しなければならない。</p> <p>(1) せり売又は入札の方法により当日卸売をした物品</p> <p>(2) 相対取引により当日卸売をした物品（次号に掲げる物品を除く。）</p> <p>(3) 仲卸業者及び売買参加者以外の者に対して当日卸売をした物品</p> <p>3 卸売業者は、規則で定めるところにより、毎月10日までに前月中に卸売をした物品の市況並びに卸売をした物品の数量及び卸売金額（せり売若しくは入札又は相対取引に係る金額にその100分の10（当該卸売が軽減対象課税資産の譲渡等に該当する場合は、100分の8）に相当する金額を加えた金額をいう。）を市長に報告しなければならない。</p>		
<p>出荷奨励金の交付</p>	<p>（出荷奨励金の交付）</p> <p>第61条 卸売業者は、市場における取扱品目の安定的供給の確保を図るため、市長の承認を受けて、出荷者に対して出荷奨励金を交付することができる。</p> <p>2 前項の承認を受けようとする卸売業者は、次に掲げる事項を記載した承認申請書を市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 申請者の名称</p> <p>(2) 出荷奨励金を交付しようとする出荷者の氏名又は名称及び住所</p> <p>(3) 当該出荷奨励の対象となる物品の品目</p> <p>(4) 当該出荷奨励の対象となる期間</p> <p>(5) 出荷奨励金を交付する基準</p> <p>(6) 出荷奨励金を交付する理由</p> <p>(7) その他市長が必要があると認める事項</p> <p>3 市長は、第1項の承認の申請があった場合において、当該申請に係る出荷奨励金の交付が卸売業者の</p>	<p>（出荷奨励金の承認申請）</p> <p>第63条 条例第61条第2項の規定による承認の申請は、卸売業者 出荷奨励金交付承認申請書（様式第34号）によるものとする。</p>	<p>・卸売業者の財務の健全性を確保するため。</p>

卸売市場法に定める遵守事項以外の遵守事項及びその規定理由について

	財務の健全性を損ない、又は卸売の業務の適正かつ健全な運営を阻害するおそれがなく、かつ、取扱品目の安定的供給の確保に資するものと認められるときでなければ、同項の承認をしてはならない。		
卸売代金の変更の禁止	(卸売代金の変更の禁止) 第63条 卸売業者は、卸売をした物品の卸売代金の変更をしてはならない。ただし、規則で定めるところにより、市長の指定する検査員が正当な理由があると確認したときは、この限りでない。	(卸売代金の変更) 第 65 条 条例第 63 条ただし書の規定による確認の申請手続は、第 53 条の規定を準用する。	・公正かつ円滑な取引を確保するため。
完納奨励金の交付	(完納奨励金の交付) 第 64 条 卸売業者は、卸売代金の期限内の完納を奨励するため、市長の承認を受けて、仲卸業者、売買参加者その他の買受人に対して完納奨励金を交付することができる。 2 前項の承認を受けようとする卸売業者は、次に掲げる事項を記載した承認申請書を市長に提出しなければならない。 (1) 申請者の名称 (2) 完納奨励金を交付する基準 (3) 完納奨励金を交付する理由 (4) その他市長が必要があると認める事項 3 市長は、第 1 項の承認の申請があった場合において、当該申請に係る完納奨励金の交付が卸売業者の財務の健全性を損ない、又は卸売の業務の適正かつ健全な運営を阻害するおそれがなく、かつ、卸売業者の間において過度の競争による弊害が生ずるおそれがないと認められるときでなければ、同項の承認をしてはならない。	(完納奨励金の交付の承認申請) 第 66 条 条例第 64 条第 2 項の規定による承認の申請は、卸売業者完納奨励金交付承認申請書（様式第 36 号）によるものとする。	・卸売業者の財務の健全性を確保するため。
物品の品質管理	第 64 条の 2 取引参加者は、食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）その他関係法令を遵守し、物品の品質管理を行わなければならない。		・適正な品質管理を確保するため。
残高試算表		(残高試算表の提出)	・卸売業

卸売市場法に定める遵守事項以外の遵守事項及びその規定理由について

の提出		<p>第 15 条 卸売業者は、毎月 20 日までに、前月末日現在の残高試算表を作成し、市長に提出しなければならない。</p>	<p>者の財務状況を把握するため。</p>
販売原票等の保存、作成、通知等		<p>(販売原票等の保存)</p> <p>第 18 条 卸売業者は、第 54 条に規定する販売原票及び第 60 条の 2 第 1 項第 1 号に規定する売買仕切書を、その作成の日から 2 年間保存しなければならない。</p> <p>2 前項の規定による保存は、販売原票及び売買仕切書に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)の保存をもって代えることができる。</p> <p>(帳簿等の提示)</p> <p>第 19 条 卸売業者は、委託者の要求があったときは、その受託物品に関する帳簿及び書類を提示し、その質問に答えなければならない。</p> <p>(販売原票の作成等)</p> <p>第 54 条 卸売業者は、取扱物品の卸売をしたときは、販売原票を作成し、市長が指定する情報通信を利用したシステム(以下「情報通信システム」という。)を通じて市長に当該販売原票の内容を通知しなければならない。</p> <p>2 前項の販売原票には、品名、産地、出荷者、等級、数量、単価(せり売若しくは入札又は相対取引に係る価格をいう。)及び仲卸業者又は売買参加者その他の買受人を記載しなければならない。</p> <p>(売買仕切書の内容の通知等)</p> <p>第 61 条 卸売業者は、前条第 1 項第 1 号に規定する売買仕切書を委託者に送付したときは、直ちに情報通信システムを通じて市長に当該売買仕切書の内容を通知しなければならない。</p>	<p>・売買取引の状況を把握するため。</p>
売買取引の方法	<p>(売買取引の方法)</p> <p>第36条 卸売業者は、市場において行う卸売については、せり売り若しくは入札の方法又は相対取引の方法によらなければならない。</p>	<p>(現品又は見本の提示)</p> <p>第 36 条 卸売業者が市場において行うせり売又は入札の方法による卸売については、現品又は見本によって行わなければならない。ただし、銘柄による取引慣習があるときは、これによることができ</p>	<p>・せり売、入札には一定の知識、経験、</p>

卸売市場法に定める遵守事項以外の遵守事項及びその規定理由について

	<p>2 卸売業者は、せり売り又は入札の方法により卸売をする場合は、仲卸業者及び売買参加者以外の者に卸売をしてはならない。</p>	<p>る。 (物品の配列) 第 37 条 卸売業者は、市場において行うせり売又は入札の方法による卸売について、当該物品の販売開始時刻までにその物品を下見できるように配列しなければならない。ただし、前条ただし書の場合は、この限りでない。 (物品の即日卸売) 第 38 条 卸売業者は、卸売ができる時刻までに受領した受託物品はその日に卸売をしなければならない。ただし、委託者の指示その他特別の理由がある場合は、この限りでない。 (指値等のある受託物品) 第 39 条 卸売業者は、受託物品に指値その他の出荷者の条件がある場合には、当該物品にその旨を表示し、又は卸売の際にその旨を呼び上げなければならない。 2 卸売業者は、前項の表示又は呼上げを行わなかったときは、その指値その他の条件をもって仲卸業者及び売買参加者に対抗することができない。 (入札書の無効) 第 42 条 次の各号のいずれかに該当する入札書は、無効とする。 (1) 入札人を確認し難い入札書 (2) 入札価格その他記載事項が不明の入札書 (3) 同一人から 2 通以上提出された入札書 (4) 不正又は不当な行為によって入札された入札書 (5) 条例若しくはこの規則又はこれらに基づく指示に違反して入札された入札書 2 前項の場合には、卸売業者は、開札の際にその理由を明示し、当該入札書が無効である旨を入札に参加した者に知らせなければならない。</p>	<p>資力信用等が必要のため。 ・公正かつ円滑な取引を確保するため。</p>
--	---	---	---